

第8回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成16年4月28日（水） 午後2時00分から

会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 協議事項

協議総文第26号 広報広聴関係事業について（その2） (資料1)

協議総文第27号 学校教育事業について（その2） (資料2)

(2) 提案事項

協議総文第28号 特別職の身分の取扱いについて (資料3)

協議総文第29号 事務組織及び機構の取扱いについて (資料4)

協議総文第30号 窓口業務について (資料5)

3 報 告

協議総文第10号 地方税の取扱いについて

4 その他

総務文教小委員会の日程について (資料6)

5 閉 会

広報広聴関係事業について（協定項目第23-4号）

広報広聴関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	広報広聴関係事業（その2）
調整方針	<p>広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。なお、合併に伴う市民生活に関わる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し、情報提供に努めるものとする。</p> <p>また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図るものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 3月25日
協議	平成16年 4月28日
確認	平成 年 月 日

学校教育事業について（協定項目第23－25号）

学校教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	学校教育事業（その2）
調整方針	<p>学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。</p> <p>(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 3月25日
協議	平成16年 4月28日
確認	平成 年 月 日

特別職の身分の取扱いについて（協定項目第11号）

特別職の身分の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	特別職の身分の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。

協議状況	
提案	平成16年 4月28日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目第13号）

事務組織及び機構の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	事務組織及び機構の取扱い
調整方針	<p>(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。</p> <p>(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。</p> <p>①尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。</p> <p>②木曾川庁舎には、教育部門を配置する。</p> <p>③一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。</p> <p>(3) 尾西庁舎・木曾川庁舎には窓口部門を設置するものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 4月28日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

窓口業務について（協定項目第23-8号）

窓口業務に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	窓口業務
調整方針	<p>窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時まで調整に努めるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 4月28日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

資料 6

総務文教小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
9	5月19日(水) 午後3時	木曾川町役場3階 大委員会室

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協 議 項 目	広報広聴関係事業（その2）			
調 整 方 針（案）	<p>広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。なお、合併に伴う市民生活に関わる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し、情報提供に努めるものとする。</p> <p>また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図るものとする。</p>			
項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
広 報	<p>1 発行日 月2回(1日・15日)</p> <p>2 14年度平均発行部数 96,313部</p> <p>3 平均単価 22.27円</p> <p>* 発行日の前日(開庁日)に本庁と出張所納品、町内会には発行日に配布。</p>	<p>1 発行日 月2回(1日・15日)</p> <p>2 14年度平均発行部数 20,200部</p> <p>3 平均単価 28.12円</p> <p>* 発行日の2日前に本庁と一部施設に納品、町内会には本庁配達後各区長へ配布。発行日には各家庭に届くようにする。</p>	<p>1 発行日 月1回(5日)</p> <p>2 14年度平均発行部数 10,200部</p> <p>3 平均単価 81.4円</p> <p>* 発行日の前日に本庁に納品。町内会には発行日の前日に配布。</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。</p> <p>(変更点)</p> <p>月2回→月1回(発行日は1日)</p> <p>* 前月25日に各町会長宛配布</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	学校教育事業（その2）			
調整方針（案）	<p>学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。</p> <p>(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 少人数学級及び少人数指導	<p>○少人数学級(平成15年度から実施)</p> <p>【対象者】 小学校1年生において33人学級を実施</p> <p>【運営方法】 ①40人学級と比較し、増加クラス分を校務、教務主任が担任。 (14校にて実施)</p> <p>②校務、教務主任の担任となるクラスの補助者として非常勤講師を市単独で配置。 (採用人数18人)</p> <p>○少人数指導(平成13年度から実施)</p> <p>(1)国の「第7次 公立義務教育諸学校教職員改善計画」を受けて実施。</p> <p>【対象科目】 ・小学校 主に国語・算数・理科 ・中学校 主に英語・数学・理科</p> <p>【運営方法】 ・担任とのチームティーチング等により実施。</p> <p>※各学校の実情に合わせて、学校裁量にて実施。</p> <p>(2)市町単独の少人数指導 平成14年度から非常勤講師を市独自で派遣。 ・小学校 42人採用 ・中学校 なし</p>	<p>○少人数学級(平成15年度から実施)</p> <p>【対象者】 小学校1年生において33人学級を実施</p> <p>【運営方法】 ①40人学級と比較し、増加クラス分を校務、教務主任が担任。 (4校にて実施)</p> <p>②校務、教務主任の担任となるクラスの補助者として非常勤講師を市単独で配置。 (採用人数4人)</p> <p>○少人数指導(平成13年度から実施)</p> <p>(1)国の「第7次 公立義務教育諸学校教職員改善計画」を受けて実施。</p> <p>【対象科目】 ・小学校 主に国語・算数・理科 ・中学校 主に英語・数学・理科</p> <p>【運営方法】 ・担任とのチームティーチング等により実施。</p> <p>※各学校の実情に合わせて、学校裁量にて実施。</p> <p>(2)市町単独の少人数指導 平成15年度から非常勤講師を市独自で派遣。 ・小学校 7人採用 ・中学校 なし</p>	<p>○少人数学級(平成15年度から実施)</p> <p>【対象者】 小中学校の全学級で35人学級を実施</p> <p>【運営方法】 ①40人学級と比較し、増加クラス分を校務、教務主任、専科教員が担任。 (3校にて実施)</p> <p>②校務、教務主任の担任となるクラスの補助者として非常勤講師を町単独で配置。 (採用人数8人)</p> <p>○少人数指導(平成13年度から実施)</p> <p>(1)国の「第7次 公立義務教育諸学校教職員改善計画」を受けて実施。</p> <p>【対象科目】 ・小学校 主に国語・算数・理科 ・中学校 主に英語・数学・理科</p> <p>【運営方法】 ・担任とのチームティーチング等により実施。</p> <p>※各学校の実情に合わせて、学校裁量にて実施。</p> <p>(2)市町単独の少人数指導 町独自の採用はなし。 ・小学校 なし ・中学校 なし</p>	<p>一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 総 文 第 28 号 11 特 別 職 の 身 分 の 取 扱 い >

平成16年4月28日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		特別職の身分の取扱い					
調整の方針（案）		尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。					
項目		一宮市		尾西市		木曾川町	
常勤の特別職		現員数	任 期	現員数	任 期	現員数	任 期
役職名	市・町長	1人	自 平成15年 1月24日 至 平成19年 1月23日	1人	自 平成15年 4月27日 至 平成19年 4月26日	1人	自 平成14年 2月10日 至 平成18年 2月 9日
	助 役	2人	自 平成15年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	1人	自 平成15年 6月17日 至 平成19年 6月16日	1人	自 平成15年 3月25日 至 平成19年 3月24日
			自 平成15年 7月 3日 至 平成19年 7月 2日				
	収入役	1人	自 平成15年 7月25日 至 平成19年 7月24日	1人	自 平成16年 1月14日 至 平成20年 1月13日	1人	自 平成15年 3月25日 至 平成19年 3月24日
	教育長	1人	自 平成12年10月 1日 至 平成16年 9月30日	1人	自 平成12年10月19日 至 平成16年10月18日	1人	自 平成15年10月 1日 至 平成19年 9月30日
	常勤の監査委員	1人	自 平成15年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	—	—	—	—
	水道事業等管理者	1人	自 平成15年 7月25日 至 平成19年 7月24日	—	—	—	—

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い		
先 進 事 例			
	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	田原市	H15. 8. 20	赤羽根町の常勤の特別職（教育長を含む）の職員の身分の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。
	八戸市	H17. 1. 1 (予定)	階上町、福地村、南郷村、名川町、南部町、田子町及び新郷村の特別職の職員は、失職する。
飯能市	H17. 1. 1 (予定)	名栗村の常勤の特別職の職員（村長、助役、収入役及び教育長）は、失職するものとする。	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	特別職の身分の取扱い
関係法令	<p>◎地方公務員法(抄) (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>◎地方自治法(抄) (市町村長) 第139条 《略》 2 市町村に市町村長を置く。 (長の任期) 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 2 《略》</p> <p>◎地方自治法(抄) (助役の設置) 第161条 《略》 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。 (助役の選任) 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 (助役の任期) 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	特別職の身分の取扱い
関係法令	<p>◎地方自治法(抄) (収入役・副収入役) 第168条 《略》 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 3～6 《略》 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。 8・9 《略》</p> <p>◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄) (教育長) 第16条 教育委員会に、教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。 (教育長及び事務局職員の身分取扱) 第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>◎教育公務員特例法(抄) (教育長の給与等) 第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。 2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。</p> <p>◎地方公営企業法(抄) (管理者の設置) 第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い
関 係 法 令	<p>(管理者の選任及び身分取扱い)</p> <p>第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。</p> <p>2～3 《略》</p> <p>4 管理者の任期は、4年とする。</p> <p>5 管理者は、再任されることができる。</p> <p>6 管理者は、常勤とする。</p> <p>7～11 《略》</p> <p>◎地方公営企業法施行令(抄) (管理者を置かないことができる企業)</p> <p>第8条の2 法第7条ただし書に規定する政令で定める地方公営企業は、次に掲げる事業（普通地方公共団体の設置があつた場合において、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間に限り、当該普通地方公共団体の経営する事業を除く。）以外の事業とする。</p> <p>1 水道事業（簡易水道事業を除く。第8条の4及び第26条の6において同じ。）で常時雇用される職員の数が200人以上であり、かつ、給水戸数が5万戸（水道用水供給事業にあつては、給水能力が1日20万立方メートル）以上であるもの</p> <p>2～5 《略》</p> <p>◎地方自治法(抄) (監査委員の設置及び定数)</p> <p>第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。</p> <p>(選任及び兼職の禁止)</p> <p>第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。</p> <p>2～3 《略》</p> <p>4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。</p> <p>5 《略》</p> <p>(任期)</p> <p>第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>

協議附属資料

<協議総文第29号 13 事務組織及び機構の取扱い>

平成16年4月28日

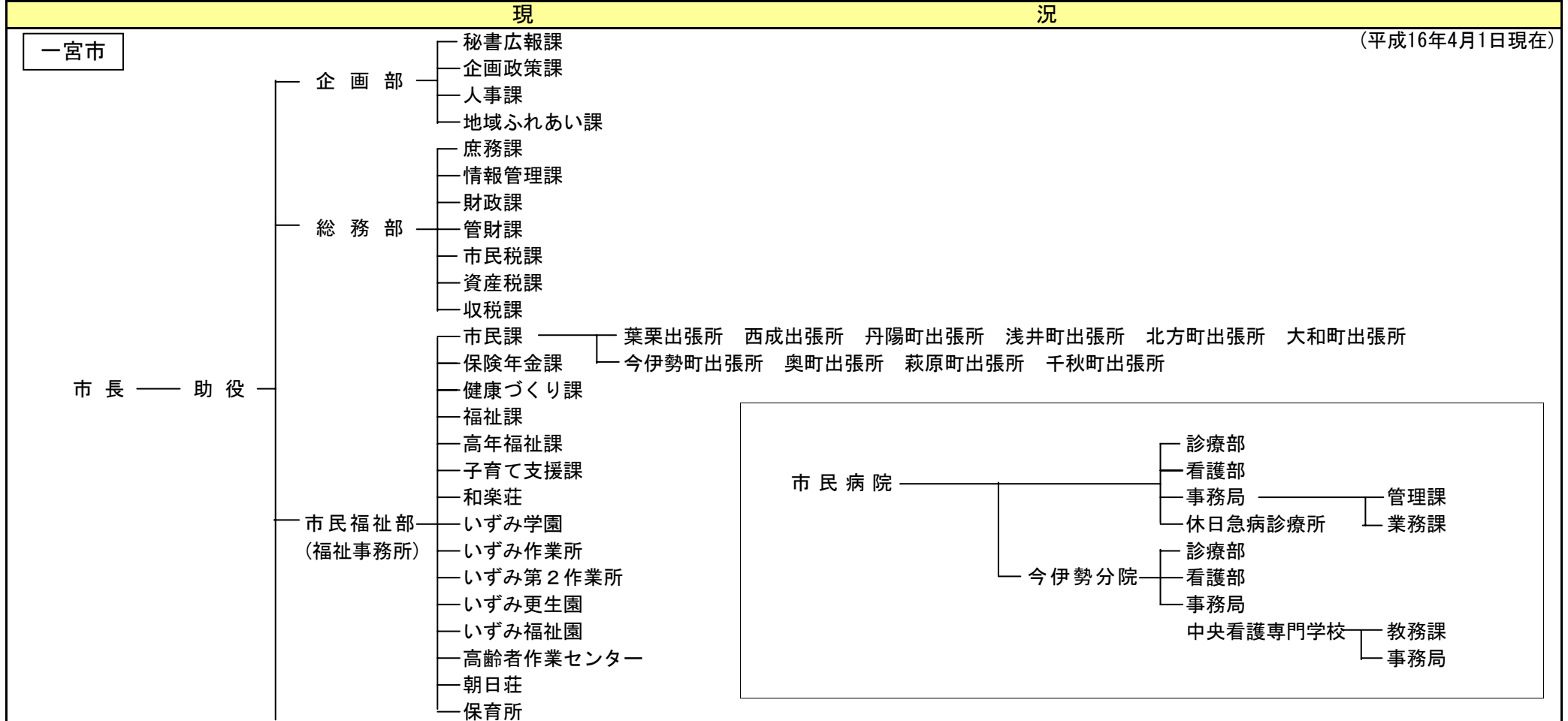
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

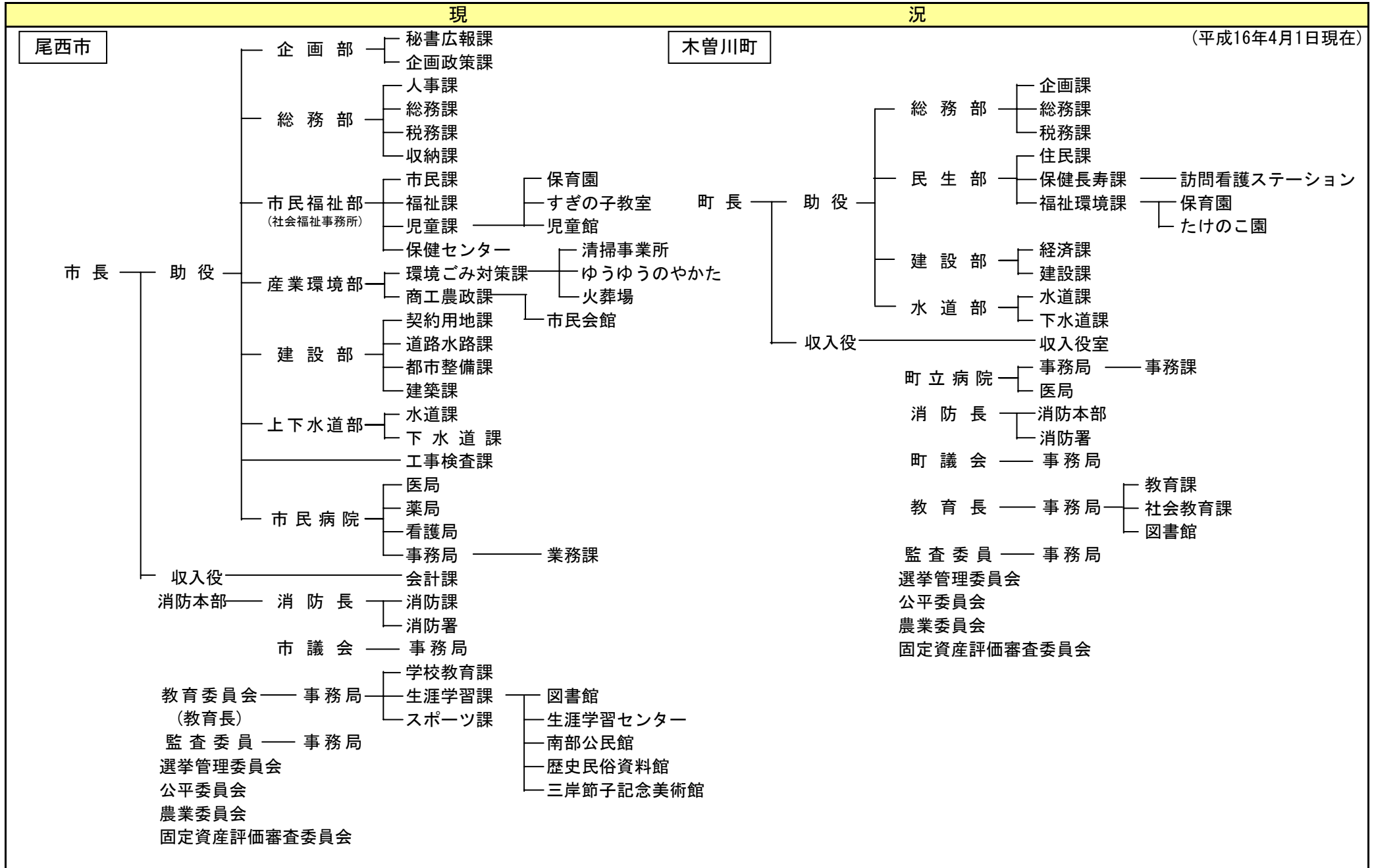
協議項目	事務組織及び機構の取扱い
調整方針(案)	<p>(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。</p> <p>(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">①尾西庁舎には、建設部門及び水道部門(一部除く)を配置する。</p> <p style="margin-left: 20px;">②木曾川庁舎には、教育部門を配置する。</p> <p style="margin-left: 20px;">③一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。</p> <p>(3) 尾西庁舎・木曾川庁舎には窓口部門を設置するものとする。</p>



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容



一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容



一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

参

考

資

料

【新市における事務組織・機構の整備方針】

- ①市民に分かりやすく、住民サービスの向上を図ることができる組織・機構
- ②市民の声を適正にかつ迅速に反映することができる組織・機構
- ③新たな行政課題や様々な行政需要に弾力的で柔軟に対応できる組織・機構
- ④簡素で効率的な組織・機構
- ⑤新市の建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥指揮命令系統が明確な組織・機構
- ⑦職員の能力を十分に活用できる組織・機構
- ⑧緊急時に即応できる組織・機構

【庁舎別組織】

一宮庁舎

企画部門
総務部門
市民福祉部門
経済部門
会計課
議会事務局
監査事務局

尾西庁舎

建設部門
水道部門
(一部除く)
窓口部門

木曽川庁舎

教育部門
窓口部門

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い		
先進事例	市町村名 さいたま市	合併期日 H13. 5. 1	<p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。 なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 2. 簡素で効率的な組織・機構 3. 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 4. 指揮命令系統が明確な組織・機構 5. 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構 6. 新たな行政課題を見据えた組織・機構
	新居浜市	H15. 4. 1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の別子山村役場は、当面支所として存続させるものとする。 2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。 3. 別子山村に置かれている付属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。 なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。
	田原市	H15. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務組織及び機構は『新市における事務組織・機構の整備方針』に基づき整備する。 2 現在の赤羽根町役場については、支所として存続させるものとする。なお、支所の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。

協議附属資料

< 協議総文第30号 23-8 窓口業務 >

平成16年4月28日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	窓口業務			
調整方針（案）	<p>窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時まで調整に努めるものとする。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 取扱い業務	<p>○出張所取扱い業務</p> <p>(1) 出張所施設の管理に関すること。</p> <p>(2) 公印の管守に関すること。</p> <p>(3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付並びに保険証の交付及び加除に関すること。</p> <p>(5) 国民年金に関する各種届、申請書等の受付及び年金手帳の加除に関すること。</p> <p>(6) 埋火葬の許可並びに霊きゅう車及び斎場使用の許可に関すること。</p> <p>(7) 母子健康手帳の交付に関すること。</p> <p>(8) 市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関すること。</p> <p>(9) 生活保護家庭関係者の医療券に関すること。</p> <p>(10) 介護保険に関する各種届、申請書等の受付に関すること。</p> <p>(11) 広報及び各種文書の配付に関すること。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p> <p style="text-align: center;">（一宮市出張所処務規則 抜粋）</p>	<p>○南部公民館・老人憩の家での取扱い業務</p> <p>戸籍</p> <p>住民基本台帳</p> <p>印鑑登録の証明等 の発行</p>		<p>一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 窓 口 の 延 長	<p>○延長日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2・4木曜 (午後5時15分～午後7時) ・第4日曜 (午前9時～正午) <p>○対象課</p> <p>市民課・市民税課・資産税課・収税課</p> <p>○対象事務</p> <p>(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑証明書 ・戸籍謄抄本 ・原戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本 の発行 <p>(市民税課・資産税課・収税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明発行業務 ・収納業務 ・納税相談 	<p>○延長日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜 (午後5時15分～午後8時) <p>○対象課</p> <p>市民課・税務課・収納課</p> <p>○対象事務</p> <p>(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑証明書 ・戸籍謄抄本 ・原戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本 の発行 <p>(税務課・収納課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明発行業務 ・収納業務 ・納税相談 	<p>○延長日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2・4水曜 (午後5時15分～午後7時) <p>○対象課</p> <p>住民課・税務課</p> <p>○対象事務</p> <p>(住民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・印鑑証明書 ・戸籍謄抄本 ・原戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本 の発行 <p>(税務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明発行業務 ・収納業務 ・納税相談 	<p>窓口業務の時間延長については、尾西・木曾川庁舎において毎週木曜日の午後7時まで実施し、一宮庁舎においては毎週木曜日の午後8時まで実施するものとする。</p> <p>ただし、日曜日の窓口業務については、一宮庁舎のみ現行どおり第4日曜日の午前9時～正午まで実施するものとする。</p>
3. 時間外(土・日・休日含む)の受付窓口	<p>○住民票の写しの時間外交付 (要電話予約)</p> <p>(1) 交付日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日(休日を除く) 午後5時30分～午後9時 ・土、日曜日、休日 午前9時～午後9時 <p>(2) 交付場所</p> <p>市役所西玄関宿直室受付窓口</p> <p>○その他の時間外受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証、斎場使用許可証の発行 ・斎場使用予約の受付 ・戸籍届書の受領 ・市税、住宅使用料、水道使用料の預かり 	<p>○住民票の写し及び印鑑証明書の時間外交付 (要電話予約)</p> <p>(1) 交付日時及び交付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 土、日曜日、休日 午前10時～午後6時 ・南部公民館 土、日曜日、休日 午前9時～午後5時 ・市役所北玄関宿直室受付窓口 月～金曜日(休日を除く) 午後5時15分～午後8時 (住民票の写しのみ) <p>○その他の時間外受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証、斎場使用許可証の発行 ・斎場使用予約の受付 ・戸籍届書の受領 	<p>○住民票の写しの時間外交付 (要電話予約)</p> <p>(1) 交付日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日(休日を除く) 午後5時30分～午後9時 ・土、日曜日、休日 午前9時～午後9時 <p>(2) 交付場所</p> <p>役場北西側宿直室受付窓口</p> <p>○その他の時間外受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証の発行 ・斎場使用予約の受付 ・戸籍届書の受領 	<p>時間外の受付窓口については、引き続き各庁舎に設置し、時間及び業務内容については一宮市に合わせ、印鑑証明書は交付しないものとする。</p> <p>ただし、図書館での交付は尾西庁舎へ移管し、南部公民館においては従来の日時において、住民票の写しのみを交付するものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	窓口業務									
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針							
	さいたま市	H13.5.1	市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。							
	新居浜市	H15.4.1	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。							
	田原市	H15.8.20	窓口業務については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。							
参 考 資 料	電話予約による住民票等の時間外交付(受渡)一覧									
	場 所	曜 日	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町		新 市	
			住民票	印 鑑	住民票	印 鑑	住民票	印 鑑	住民票	印 鑑
	市 役 所 町 役 場	月～金(休日を除く)時間外	○	—	○	—	○	—	○	—
		土・日・休日	○	—	—	—	○	—	○	—
図 書 館	土・日・休日のみ	—		○	○	—		—	—	
南 部 公 民 館	土・日・休日のみ	—		○	○	—		○	—	

協議項目	窓口業務																
<p style="text-align: center;">参 考 資 料</p>	<p>◆第3回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 確認事項◆</p> <p>1 事務所の設置方式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>現一宮市役所を本庁舎とする、分庁方式とする。</p> </div> <p style="text-align: center;">【事務所の設置方式の比較】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 30%;">分庁方式</th> <th style="width: 30%;">本庁方式</th> <th style="width: 30%;">支所方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。</td> <td>合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。</td> <td>管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。</td> </tr> <tr> <td>メリット</td> <td>既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。</td> <td>事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。</td> <td>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。</td> </tr> <tr> <td>デメリット</td> <td>各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。</td> <td>新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。</td> <td>人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 窓口部門等の業務内容（分庁機能以外の機能）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>【窓口事務】 + 【地域審議会関連事務】とする。</p> </div> <p>(1) 窓口事務</p> <p>現一宮市には、10の出張所があり、住民が市役所まで出向かなくても済むよう、市民・福祉・保健に加え市税の各種届・申告書等の受付・証明などの事務を処理している。 地域バランス上、現尾西市役所、現木曾川町役場においても、これら住民に密接した事務を執り行う必要があり、その範囲は一宮市出張所の事務内容を基本とする。</p>	項目	分庁方式	本庁方式	支所方式	概要	合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。	メリット	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	デメリット	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。
	項目	分庁方式	本庁方式	支所方式													
概要	合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。														
メリット	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。														
デメリット	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。														

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	窓口業務	
一宮市出張所における取扱い業務一覧		
<p>《 税 務 部 門 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税に係る各種証明書の発行 <ul style="list-style-type: none"> 所得証明 個人市町民税・法人市町民税課税証明 個人市町民税・法人市町民税非課税証明 個人市町民税納税証明 個人市町民税扶養証明 法人の所在地兼事業証明、個人の事業証明 法人市民税納税証明 軽自動車等車検用納税証明 その他の証明願 ・ 市民税に係る各種申告書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 市町・県民税申告 原付自転車登録・廃車申告 法人市町民税確定・中間申告 給与支払報告書の受付 ・ 異動届（特別徴収分） ・ 法人設立・異動届 ・ 開業・廃業届（主に事業証明書等の発行のため） ・ 固定資産税に係る各種証明書の発行 <ul style="list-style-type: none"> 土地所有証明（車庫） 物件証明（土地・家屋） 評価証明（土地・家屋） 課税証明（土地・家屋） 評価通知（土地・家屋） 納税証明 確定申告用固定資産課税額調査票（土地・家屋） ・ 固定資産税に係る各種申告書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 取壊家屋申告書 固定資産税住宅用地申告書 固定資産税に係る被災住宅用地の申告書 	<p>償却資産申告書受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未登記家屋の所在地番変更届 ・ 家屋用途変更届 ・ 納税組合に係る業務 ・ 口座振替の申込み及び解約手続き ・ 税の収納に係る業務（納付書の再発行含む） ・ 軽自動車標識紛失弁償金徴収業務 <p>《 住 民 部 門 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種届出の受付 <ul style="list-style-type: none"> 住基諸届取扱い（転入・転出・転居ほか） 戸籍届出の受付（出生・婚姻・離婚・養子ほか） ・ 各種案内等の配布（公共施設案内、健康広場ほか） ・ 各種証明書の発行 <ul style="list-style-type: none"> 住民票等の発行 戸籍謄抄本等の発行 印鑑証明書の発行 ・ 住民基本台帳カードの交付申請等の受付 ・ 住民基本台帳カードの発行 ・ 印鑑登録の受付 ・ 印鑑登録手帳の発行 ・ 外国人登録原票記載事項証明書発行 ・ 埋火葬許可書等の発行 <p>《 保 険 ・ 年 金 部 門 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保関係 <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の資格異動の届出 国民健康保険証の発行 短期保険証の発行 遅延理由書の受付 資格証明書の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金の支給申請 葬祭費の支給申請 高額療養費の支給申請 療養費の支給申請（装具、証未提示） 国民健康保険税の口座振替の申込み及び解約手続き 納税証明書の発行 国民健康保険税の試算（電話による取次ぎ） 納付確認書の発行 納付書の再発行 簡易申告書の受理 <p>・ 年金関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者老齢年金受給権者現況届の受付 免除申請書の受付 学生納付特例申請書の受付 障害基礎年金定時届の受付 老齢福祉年金定時届 老齢福祉年金証書の預り及び預り証の発行 国民年金資格取得届（2号→1号） 国民年金種別変更届（3号→1号） 国民年金資格喪失届 死亡届 死亡一時金 付加保険料申出書 在外任意 住所変更届（転居、転入、転出） 氏名変更 法定免除該当届 手帳再交付申請書（1号のみ） 老齢福祉年金未支給請求書 老齢福祉年金死亡届 障害・遺族・寡婦年金未支給請求書

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市出張所における取扱い業務一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療関係 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児医療費受給者証交付申請 乳幼児医療費受給者証の発行 福祉給付金支払証明書の発行 医療費受給者証再交付申請 福祉医療費支給申請 受給者証資格変更・喪失届出 高齢受給者証・限度額任用標準負担額認定証等再交付申請書の受付 <p>《福祉・介護部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当申請受付 ・ 児童手当現況届受付 ・ 老人無料入浴券の交付申請受付 ・ 金婚記念祝賀式の申請受付 ・ シルバー優待証明カードの発行 ・ 医療扶助申請受付業務 ・ 介護保険に係る資格異動届（転入・転出・死亡など）の受付 ・ 介護保険被保険者証等再交付申請書の受付 ・ 介護保険料の口座振替の申込み及び解約手続き ・ 介護保険料の収納 ・ 介護保険料納付等の相談業務 	<p>《健康部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種手帳交付事務 ・ 健康手帳交付事務 ・ 母子手帳の交付 ・ 母と子のしおりの交付 ・ 犬猫避妊手術等補助金申請 ・ 殺虫剤・殺鼠剤申込書等の受付 <p>《企画部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯に係る申請等受付 <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯新設補助金申請 防犯灯維持費補助金申請 防犯灯認定届 防犯灯廃灯届 ・ 町内会に係る届出等の受付 <ul style="list-style-type: none"> 町会長等変更届の受付 町内会世帯数と広報配布部数等の報告書の受付 町内会事務研究報償費・町内会事務手数料口座振込申請書等の受付 町内会運営交付金口座振込申請等の受付 ・ 市民憲章推進協議会 ゴミゼロ運動実施計画書の受付 ・ 市民憲章推進協議会 優良実践者推薦書の受付 ・ スクールバスパスカード申請 	<p>《教育部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転校手続き ・ 私立高等学校等授業料助成金申請書の受付 ・ 学齢簿の保管 ・ 私立小・中学校入学許可証の受付 <p>《建設部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居表示変更証明書発行 ・ 市町営住宅申込・入居案内書交付 ・ 地価公示等図書の閲覧 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種相談業務取次ぎ ・ 貸出し図書の返却受付 ・ 選挙人名簿等の縦覧 ・ 在外選挙人附票の保管 ・ 選挙に係る証明書の交付 ・ ふれあいごみ収集申込書の受付 ・ 各種社会教育事業等のチケット販売ほか ・ 粗大ごみ収集チケットの販売 ・ 成人式案内状交付申請書の受付 ・ その他収納事務（日本赤十字社員費、共同募金ほか）
---	---	--

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	地方税の取扱い																		
調整方針(案)	地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。 (一) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。 (1) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。 (2) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。 (3) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。																		
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針															
1. 個人市(町)民税	1 税率 (1) 均等割 2,500円/年(標準税率) (2) 所得割 標準税率 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10%	1 税率 (1) 均等割 2,500円/年(標準税率) (2) 所得割 標準税率 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10%	1 税率 (1) 均等割 2,000円/年(標準税率) (2) 所得割 標準税率 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10%	木曾川町において、均等割については合併後5年間は2,000円/年の不均一課税とする。 所得割については、2市1町同じのため現行のとおりとする。 (変更点) 地方税法第310条の改正(平成16年3月31日公布)により、平成16年度から2市1町の均等割は3,000円/年(標準税率)とする。 ※人口段階別の税率区分の廃止															
参考資料	◎地方税法第310条(抜粋) <table style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">《改正前》</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">市 町 村</th> <th style="width: 30%;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 人口50万以上の市</td> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万以上50万未満の市</td> <td style="text-align: center;">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td style="text-align: center;">年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; text-align: center;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">《改正後》</th> </tr> <tr> <th style="width: 100%;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>				《改正前》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">市 町 村</th> <th style="width: 30%;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 人口50万以上の市</td> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万以上50万未満の市</td> <td style="text-align: center;">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td style="text-align: center;">年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 村	税 率	(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円	(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">《改正後》</th> </tr> <tr> <th style="width: 100%;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	《改正後》	税 率	年額 3,000円
《改正前》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">市 町 村</th> <th style="width: 30%;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 人口50万以上の市</td> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万以上50万未満の市</td> <td style="text-align: center;">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村</td> <td style="text-align: center;">年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 村	税 率	(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円	(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">《改正後》</th> </tr> <tr> <th style="width: 100%;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	《改正後》	税 率	年額 3,000円					
市 町 村	税 率																		
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円																		
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円																		
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円																		
《改正後》																			
税 率																			
年額 3,000円																			